

国民健康保険と後期高齢者医療制度 保険証と保険料納入通知書を発送します

保険証と保険料納入通知書を7月中に届くように発送します。通知書は、国民健康保険（国保）は世帯ごと、後期高齢者医療制度（後期）は個人ごとになっています。届いたら入っている保険証や通知書の記載内容を確認してください。

7月に新しい保険証を発送します

8月1日から使用する国保と後期の保険証を7月中に届くように順次発送します。簡易書留郵便で送りますので、留守の場合は不在票が投函されます。なお、後期の保険証は負担割合の変更に伴い、9月中に2回目の発送があります。

●8月～5年7月に75歳になる人

国保の保険証の有効期限は75歳の誕生日の前日です。75歳の誕生日の前月に後期の保険証が交付されます。

保険料納入通知書を発送します

7月中旬に保険料納入通知書を発送します。国保は世帯ごとに、後期は個人ごとに通知します。保険料の納期限は、国保が7月から翌年3月、後期は7月から翌年2月の毎月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）です。保険料は、前年の所得に基づいて計算されます。市県民税などの申告の遅れや、未申告だった人が申告をしたり、世帯の中で加入

者が増減したりすると、年度の途中で保険料額が変わることがあります。

保険料の納付は口座振替をご利用ください

保険料の納付方法には、口座振替も利用できます。口座振替は、指定した金融機関の口座から、納期ごとに振替納付されます。「うっかり納付忘れ」を防止し、金融機関に行く手間も省けて便利です。口座振替の申し込みには3つの方法があります。

1. 「ペイジー口座振替受付サービス」

簡単便利で届出印の必要もありません

本人名義のキャッシュカードと運転免許証など顔写真付きの身分証明書を持って、市役所か支所の窓口へ。



2. 「Web 口座振替受付サービス」

自宅のパソコンから申し込みます。

自宅のパソコンから、市ホームページを通じて、委託先のシステム会社のサイトから申し込みます。手元に通帳・キャッシュカードなど、金融機関名・支店名・口座番号などが

確認できるものを用意してから手続きしてください。

3. 市役所・支所・連絡所や市内の金融機関で「口座振替依頼書」での手続きができます。

身分証明書・キャッシュカードがない場合は、通帳・届出印を持って、市役所、支所・連絡所や市内の金融機関で口座振替依頼書を記入して手続きしてください。

●4月からスマートフォンで納付ができます。

4月1日からスマートフォン決済アプリを利用して、24時間キャッシュレス決済で納付することができるようになりました。詳しくは、市ホームページで確認してください。

交通事故などの第三者行為で保険証を使用する場合は連絡を

交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷し、保険証を使って治療を受けた場合の治療費は、本来加害者が負担すべきものです。後日、市が負担した国民健康保険分の治療費（全治療費の7割または8割）を加害者に請求します。

第三者の行為で負傷して保険証を使って治療を受ける場合は、事前に国保年金課までご連絡ください。

お問い合わせは国保年金課
資格・給付班 ☎421-6742
保険料班 ☎421-6743
高齢者医療班 ☎421-6745

マイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

「国民年金第1号被保険者加入の届出」、「年金保険料免除・納付猶予の申請」、「年金保険料学生納付特例の申請」について、マイナポータルを利用した電子申請ができます。電子申請した場合の申請結果は、スマートフォン等で確認することができます。申請にはマイナンバーカードとマイナポータルの利用登録が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページまたはねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）で確認してください。（国保年金課 ☎421-6744）

介護保険負担限度額認定の申請

要介護（要支援）認定を受けてショートステイや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などを利用する所得の低い人は、申請により食費・居住費の利用者負担分が軽減されることがあります。

お手元にある介護保険負担限度額認定証は、7月31日(日)で有効期限終了となりますので、更新の申請が必要です。郵送した申請書に必要な書類を添えて、長寿支援課、支所・連絡所へ提出してください。新たに申請をされる人も随時受け付けています。詳しくは長寿支援課 ☎421-6734へ。

道路で遊んではいけません

道路は公共の場所であり、車やバイク、自転車や歩行者が通行する場所です。遊び場所ではありません。道路上で、スケートボード、ボール遊び、自転車遊び、鬼ごっこなどの道路遊びをすると騒音や器物損壊などの迷惑行為につながります。道路で遊ぶことは、多くの人に迷惑をかけるだけでなく、交通事故につながる大変危険な行為です。道路遊びはやめましょう。（土木維持課 ☎421-6786）



介護保険料納入通知書を発送

4年度介護保険料納入通知書を7月上旬に発送します。届いたら保険料や納付方法を確認し、納付書が同封されている人は、納付書裏面に記載の納付場所か電子決済等で納付してください。納付が難しい人は、担当課へ相談してください。確定申告や市民税・県民税の申告を3月16日以降にした人は、申告内容が納入通知書に反映されない場合があります。その際は、8月以降に保険料の変更通知書でお知らせします。新型コロナウイルス感染症の影響により次に該当する人は、申請により保険料が減額または免除になる場合があります。詳しくは、市ホームページか担当課へお問い合わせください。

1. 主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
 2. 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下事業収入等）の減少が見込まれ、①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が3年の事業収入等の10分の3以上、②減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下、の両方に該当する世帯
 （長寿支援課 ☎421-6733）

八千代市長の資産等補充報告書などの閲覧

「政治倫理の確立のための八千代市長の資産等の公開に関する条例」に基づいて作られた、市長の資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書が、7月4日(月)から市役所1階法務情報公開班で閲覧できます。閲覧を希望する人は「八千代市長の資産等報告書等閲覧請求書」の記入をお願いします。（秘書課 ☎483-1151）

第72回「社会を明るくする運動」を開催

犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人の更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くことを目指す「社会を明るくする運動」の講演会と演奏会を開催します。参加費は無料。当日直接会場へ。駐車場に限りがありますので、公共交通機関を利用してください。

▼日時 7月9日(土)午後1時受付開始 ▼場所 市民会館小ホール
 ▼内容 ①講演会 「子ども支援の現状と課題」講師 津川康二氏／午後2時から ②演奏会 高津中学校吹奏楽部／午後3時25分から
 （健康福祉課 ☎421-6731）

保健センター屋根の補修工事を実施しています

保健センターは、7月末頃まで屋根の老朽化に伴う補修工事を実施しています。工事に伴い敷地内の正面入口と裏口（八千代警察署側）をつなぐ通路は一般車両の通り抜けができません。来所される際は正面玄関からお入りください。（健康づくり課 ☎483-4646）